

## 裁量階層世帯とは

- (1) 申し込み本人が昭和31年4月1日以前に出生した方で、かつ同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に出生した方もしくは満18歳未満の方である場合。
- (2) 申し込み本人又は同居親族が次のア～キのいずれかにあたる場合
  - ア. 身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障害のある方
  - イ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障害のある方
  - ウ. 障害の程度欄が「A」から「B2」の療育手帳の交付を受けている方
  - エ. 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症の障害のある方
  - オ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
  - カ. 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方
  - キ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方
- (3) 同居者に小学校就学前の子がいる世帯